
序 論

第1章 計画の概要

第1節 後期基本計画策定の趣旨

本市では、昭和54年（1979年）3月に「船橋市基本構想」を策定し、その中で「品格のある文化都市・船橋」をまちづくりの目標に掲げ、市政の基本指針として位置づけました。その後、基本構想を実現するための基本政策を定めるものとして、昭和58年（1983年）に「活力ある近代的都市・船橋」を都市づくりの目標とした第一次基本計画を策定し、さらに平成3年（1991年）には、「豊かで住みよい国際都市」を都市づくりの目標とした第二次基本計画である「ふなばし未来2001」を策定しました。

これらの計画期間の中で、昭和58年（1983年）に「スポーツ健康都市宣言」、昭和61年（1986年）に「平和都市宣言」、平成4年（1992年）には「福祉と緑の都市宣言」を行いました。また、基本構想・基本計画・都市宣言を市政の基礎として、昭和54年以降、道路交通対策、下水道の整備等、本市が立ち遅れていた都市の基盤整備をはじめ、緊急に解決を迫られていた医療施設の整備や治水対策などの課題に対処するとともに、立地条件を生かした産業経済の振興、スポーツの振興を通じた市民の健康づくり、福祉の充実、コミュニティの育成や国際交流の推進など、本市発展の基礎づくりに努めてきたところです。

その後、バブル経済の崩壊に代表されるように、社会経済状況がめまぐるしい変化を遂げる中、その変化に対応するため、平成12年には「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの基本理念とした平成32年を目標年次とする基本構想と、平成23年度を目標年次とする基本計画を策定しました。

現行計画の策定から10年以上が経過する間に、船橋市は平成15年に中核市に移行し、保健、福祉、環境など、市民生活に密着した分野の事務の権限が県から市へ移譲され、これまで以上にきめ細かな対応が可能になりました。

特に、市が保健所の運営を行うことにより、食品の安全確保や環境衛生の向上、新型インフルエンザ等の健康危機への対応など、保健・衛生分野の行政機能が強化され、より一層「安心して暮らせるまちづくり」を進める体制が整いました。

一方、本市を取り巻く状況には、人口構造と家庭の変化の進行、地球環境問題の重要性の高まり、持続的な発展に向けた都市基盤づくりや地域経済への取り組みの必要性、暮らしの安心・安全に対するニーズの高まりなどの大きな変化が見られています。

このような時代の急激な変化に対応し、将来の船橋市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民・行政の協力によって推進していかなければいけません。

この新しい基本計画は、以上のような考え方に立ち、これまでの成果を踏まえつつ、市民と行政が力を合わせて、住みよいふるさと船橋を創り・育て・守り続けていくために、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」という本市の目指すべき将来像のもと、その実現のため、平成 24 年度からの基本的な方向と体系的な施策内容を明らかにすることを目的として策定したものです。

第2節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成されています。

「基本構想」は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものです。

基本構想は、平成 32 年（2020 年）を目標年次としています。

「基本計画」は、基本構想の実現のための基本的な施策を体系的に定めたもので、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくためのものです。

後期基本計画の期間は、平成 24 年度（2012 年度）を初年度とする平成 32 年度（2020 年度）までの9年間とします。

「実施計画」は、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するためのもので、財政的な裏付けを持たせた具体的な事業を示したものです。

第3節 計画の対象事業

この計画の対象事業は、本市が直接事業主体となる事業のほか、必要に応じて国、県及び民間が事業主体となる事業も含めるものとします。

第4節 計画の評価・検証

船橋市の持続的な発展を確かなものとするためには、中長期の計画的な行政運営が必要です。

そのため、この計画では、施策の目的や目標を明確にし、その進行を管理するために「指標」を設定しました。

基本計画に掲載している指標は、各施策を構成する事業の成果や実績、また、施策に対する市民満足度等のうちから代表的なものを選定しました。

指標値のうち、「現状値」は、可能な限り直近で計測可能な数値とし、「目標値」は、基本計画の目標年次である平成 32 年度を最終目標として定めています。

この計画ではこれらの指標を目安に評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策の推進や見直しに反映します。

第5節 計画の修正

本市の行財政は、時代の変化や要請に対処しながら、適切に運営するものであることが重要です。したがって、社会的・経済的条件や市民の意向等に合わせて柔軟な対応ができるよう、計画に弾力性を持たせるとともに、時代の変化に合わせて、必要に応じて見直しを行っていきます。

第2章 計画策定にあたって

第1節 社会・経済の動向と船橋市の課題

1. 人口構造と家庭の変化

全国の人口は平成19年をピークに減少局面に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後総人口は減少傾向を続け、平成58年には1億人を割り込むとされています（中位推計結果）。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向を続け、平成20年には約22.0%であった高齢化率は、平成32年には約29.2%まで上昇し、14歳以下の年少人口は同じく約13.5%から約10.0%まで減少するなど、少子・高齢化がより進行します。さらに世帯についてみると、一般世帯の平均世帯人員は減少傾向を示しており、平成17年には2.56人であったものの、同じく国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば平成42年には2.27人まで減少するなど、引き続き単独世帯や核家族世帯が増加する傾向がみられます。こうした状況に加えて、女性の社会進出の進展などにより、共働き世帯は昭和55年以降増加傾向を示しており、平成9年以降は片働き世帯数を上回った状況が続いています。こうした人口・世帯構造が大きく変化する中、国としての活力を維持するため、子育て支援や福祉・医療政策などの高齢化対策が求められています。

こうした状況の中、本市の人口は、当面は増加傾向が続くと見込まれるものの、年齢構成を見れば、老年人口（65歳以上）が急激に増加しており、年少人口（14歳以下）は平成26年をピークに減少に転ずると見込まれるなど、少子・高齢化が確実に進行すると予測されています。こうした少子・高齢化の進行や人口の減少は、歳出の増大・歳入の減少にもつながります。また、総人口に対する生産年齢人口の比率が低下することにより、都市の活力の低下などにもつながる懸念があります。こうした将来の課題に備えるとともに、共働き世帯の増加や核家族世帯の増加にも対応するため、地域社会による子育て・教育支援や高齢者福祉に対する支援の重要性は、今後ますます増大すると想定されます。

このため、将来にわたる船橋市の都市活力の維持・増進に向けて、子育て支援策の充実や教育環境の充実などにより子育て世代の転出抑制・転入促進を図るとともに、高齢者に対応した地域福祉ネットワークの構築や高齢者が活躍できる環境の整備など、少子・高齢化の進行に備えていくことが必要です。

2. 環境問題の重要性の高まり

近年、温暖化やオゾン層破壊、酸性雨など、地球規模で進行する環境問題の深刻化を背景として、温室効果ガスの排出抑制や、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式に基づく社会経済システムからの転換、生物多様性の維持・確保などが求められています。また、地域環境についても、都市化の進行に伴う大気汚染・水質汚濁・土壌汚染などの公害の発生や、緑地や水辺など生物の生息に適した環境の減少・荒廃が進み、自然環境の保護と良好な生活環境の確保が大きな課題となっています。こうした状況に対し、温暖化防止のための国民的運動である「チャレンジ25キャンペーン」の展開や、学校等における環境教育をはじめとした各種啓発事業などの取り組みが全国で進められており、環境問題の解決に向けて国民一人ひとりがその責任を自覚し、環境負荷の少ない循環型社会の構築と、地域の豊かな自然資源の保全・活用に取り組むことが求められています。

こうした状況の中、本市では、環境負荷の低減に向けて、効率的なごみ収集・処理体制の整備、市及び関連機関におけるエコオフィスプランの推進など、省エネルギー・省資源・廃棄物削減のための取り組みを推進してきました。さらに、良好で快適な生活環境の形成のため、地域環境（大気・水質・土壌等）に対する監視体制の強化・確立にも努めてきました。今後もこうした取り組みを継続・強化し、環境負荷の少ない地域社会づくりに取り組むことが必要です。

一方、本市には、北部の里山や農地、東京湾の貴重な干潟である三番瀬やのり・あさりの漁場など、都市と自然が共存する魅力的な環境が残されています。この豊かな自然資源の保全と活用を進めるため、市では、近隣自治体と連携した三番瀬の保全・再生や、「緑の基本計画改定版」に基づく緑の保全と創出、「環境共生まちづくり条例」による開発等の規制・誘導などに取り組んできました。今後もこうした取り組みを継続するとともに、環境保護活動への市民参加機会の拡大や活動団体への支援の充実などを進め、市と市民が一体となって自然と調和した生活環境を守り育てることが必要です。

3. 地域の発展を支える都市基盤づくりの必要性

高齢化の急速な進行を背景として、誰もが快適で安心して活動することができる都市基盤づくりが求められています。その中でも、子どもや高齢者の移動手段として重要な役割を担う鉄道・バスなど地域の公共交通については、人口減少による需要の減少を背景として、そのネットワークを維持していくことが大きな課題となっています。地方自治体の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、こうした課題に的確に対応しつつ、人口減少や少子・高齢化などの地域社会の構造の変化やニーズの変化に対応するため、都市基盤全般を効率的、効果的に維持、改善していくことが求められています。

こうした状況の中、本市では、幹線道路や身近な生活道路、公園・緑地等の都市基盤整備は依然として十分とはいえない状況にあり、今後も良好な生活環境の確保に向けて整備を続けていくことが必要です。

また、本市においても高齢化は着実に進行しており、人と環境に優しい都市づくりが求められる中で、都市基盤全般のバリアフリー化を進めるとともに、自動車に依存することなく誰もが快適に移動ができるように、公共交通の維持・改善を図ることが必要です。

さらに、本市の一層の発展を図るためには、広域的な交流の拠点となる都市を目指して、快適で魅力のある都市づくりが求められています。このため、船橋駅周辺を中心とした商業サービス機能の集積の促進や文化的機能の質の向上、良好な景観の保全と形成、本市の特長である海を活かした魅力ある都市軸の形成など、内外の人々が集う交流の舞台にふさわしい都市空間の形成が必要です。

一方、本市では、高度経済成長期に整備した公共施設の老朽化が進行しており、その維持・更新に要する負担が今後の大きな課題となる懸念が高まっています。このため、安心して心豊かに暮らすことのできる生活環境を確保するには、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、公共施設の効率的、効果的な維持・改善を図ることが必要です。

4. 地域経済の持続的な発展に向けた取り組みへの要請

バブル経済の崩壊以降、日本経済は低迷を続けており、さらには2000年代後半に発生した世界的な経済危機の影響により深刻な打撃を受けました。今後総人口の減少や少子・高齢化による労働力の低下など、国内市場を取り巻く環境は厳しさを増し、経済は依然として先行き不透明な状況にあります。こうした状況の中、国では平成22年6月18日に「新成長戦略」を閣議決定し、新たな成長産業の創出やそれらを支える雇用・人材などの基盤づくりを内容とする「7つの戦略分野」と分野ごとの「21の国家戦略プロジェクト」を掲げており、引き続き持続的な経済成長に向けた取り組みが求められています。

こうした状況の中、本市は、人口約60万人の大都市でありながら、商工業だけではなく決して小さくない産業規模の農漁業を有する特徴的な産業構造を示しています。しかしながら、全産業で見た総事業所数は近年減少傾向を示しており、これらの地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。とりわけ、従業員が少なく企業体力の小さい中小企業が大きな割合を占めている中、地域産業の活力の維持・向上に向けた競争力の確保のため、農漁業のブランド化による高付加価値化や、利用しやすい商業環境の整備、各種機関と連携した技術力向上による地域工業の高度化などの取り組みが必要となっています。また、同時に高齢化等の社会変化に対応した新たな成長産業の誘導や育成が必要です。

一方、本市の生産年齢人口は、ほぼ横ばいを維持することが見込まれますが、総人口に対する生産年齢人口の比率は低下すると予測されています。こうした状況の中、地域の産業の持続的な発展を支える基盤を確保するためには、就労支援や、就労環境の改善や就業条件の弾力化等に関する意識啓発を行うことにより、女性や高齢者などの潜在的な人材も含め、多様な能力を持った人材の活用を進める必要があります。

5. 生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりの必要性

全国各地で発生している震災や風水害などの大規模な自然災害や、新型インフルエンザや結核をはじめとする新興・再興の感染症の発生、詐欺行為など悪質化・巧妙化する犯罪、食品偽装等による食の安全性への不安など、日々の暮らしを取り巻くさまざまな不安が増大しています。また、長期的な経済の停滞による雇用の収縮・不安定化によるフリーター・派遣社員といった非正規労働の拡大や、ニート・ひきこもりの増加など、自己実現や経済的な自立が困難となっている人々が増加し、またこうした不安や悩み、ストレスからメンタルヘルスに課題を有する人々も増加しています。さらに、高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の生活を支える環境への不安も高まっています。このように、さまざまな生活の局面やライフステージにおいて、人々の生活を取り巻く社会環境への不安感が高まっており、こうした不安を解消し、すべての人々が生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

こうした状況の中、本市では、暮らしの安全・安心の確立に向けて、地域防災計画の見直しや携帯電話やインターネットなどの多様な媒体を用いた防犯情報の提供、平成 15 年に設置された市保健所が中心となった食品衛生管理や感染症対策など様々な取り組みを進めてきました。今後は、国の関係機関や地域の団体、企業等とも連携を強化し、災害や犯罪、衛生面などに対応した市民の安全・安心を確保するための取り組みの一層の充実を図ることが必要です。

また、本市においても有効求人倍率の減少や就労環境の悪化など、市民の自己実現と経済的自立を取り巻く環境は厳しさを増しつつあります。このため、企業等への働きかけや関係機関との連携などにより、若年層への職業教育の充実やすべての世代への就労支援、勤労者へのメンタルヘルスケアの支援など、取り組みを強化することが必要です。

さらに、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくりに向けて、福祉関連団体等との連携により効率的、効果的な福祉サービスの体制づくりを進めるとともに、地域で活動する市民団体等の支援などによる、互いに見守り支え合う地域社会づくりが必要です。

6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待

人口減少と少子・高齢化、長期化する経済の停滞、ライフスタイルの変化によるニーズの多様化などを背景として、地方自治体の財政を取り巻く環境が一層厳しくなる一方、行政サービスへのニーズは質・量ともに高まっています。このため、地域で必要となるすべての公共的なサービスを行政だけで担うことは困難となっています。また、地域主権の一層の進展により、住民の身近な行政を担う市町村においては、従来よりも大きくなった権限と責任にふさわしい能力と体制の充実が求められています。さらに、経済的な豊かさよりも心の豊かさを重視する価値観が定着し、公共的な取り組みへの参画に意欲をもつ人々も増加しています。国においても内閣府に設置された「『新しい公共』円卓会議」において、平成22年6月に「『新しい公共』宣言」を公表し、その実践のための制度の拡充等に向けて検討を行うなど、市民や企業、各種団体など地域の多様な主体がその担い手となる「新しい公共」への取り組みが進められています。

こうした状況の中、本市は、平成15年に中核市となり、それまで以上に大きな権限と責任を担うこととなり、組織改革、行財政改革、職員の能力開発などに取り組んできました。今後は、市の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、より一層進展する地域主権に的確に対応しながら、これまで以上に効率的、効果的な行財政運営を進めることが求められており、市の組織体制や仕事の仕組みを継続的に改革、改善していくことが必要です。

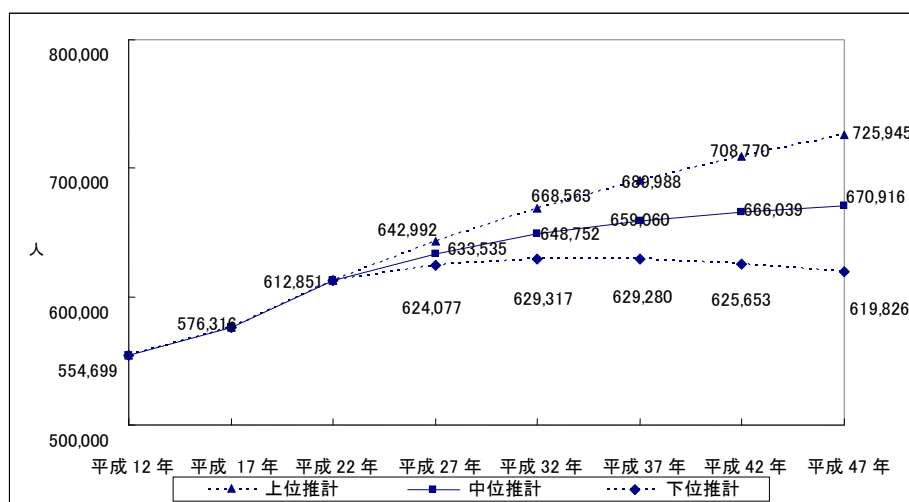
また、市内には、県内で千葉市に次いで2番目に多い150のNPO法人（平成22年5月現在、千葉県環境生活部県民活動・文化課調べ）をはじめとして、多くの団体が地域を豊かにするさまざまな活動に取り組んでいます。市では、こうした市民の創意や意欲を活かし、魅力ある地域づくりを進めるため、平成20年に「市民協働の指針」を策定し、「市民活動サポートセンター」や「ふなばし市民活動情報ネット」、「市民公益活動公募型支援事業」、「行政パートナー制度」など、さまざまな施設や体制、制度を整備し、地域を豊かにする活動に取り組む団体を支援してきました。今後はこうした取り組みを発展させ、市民や企業、団体等がより主体的に参画することのできる、協働によるまちづくりの体制や仕組みの充実を図ることが必要です。

第2節 計画の基本的条件

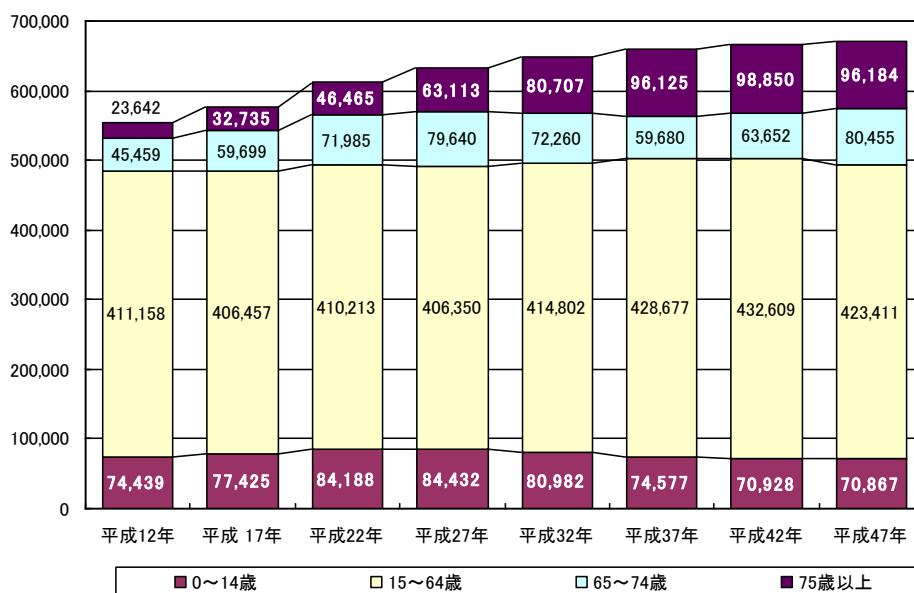
1. 人口規模想定

本市の人口は近年増加傾向にあり、平成22年時点で612,851人（住民基本台帳人口、外国人登録人口の合計）となっています。今後も増加基調が続くと想定し、人口推計の中位推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である2020年（平成32年）における人口を約649,000人と想定します。また、現在より0-14歳人口は減少し約81,000人、65歳以上人口は増加し約153,000人となると想定します。

図表 人口の推計結果



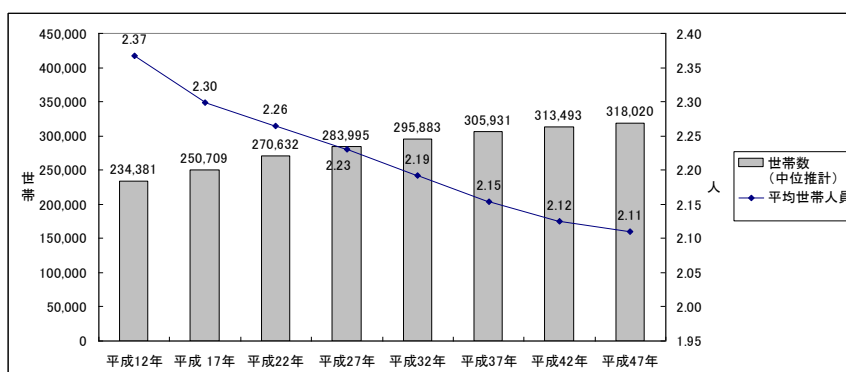
図表 年齢区分別人口の推計結果



2. 世帯数

本市においては、世帯数が近年増加傾向にある一方、平均世帯人員は減少傾向にあります。今後もこうした傾向が続くと想定し、人口推計の中位推計人口にもとづく推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である2020年（平成32年）における世帯数を約296,000世帯、一世帯当たりの平均世帯人員を約2.2人と想定します。

図表 世帯数及び平均世帯人員の推計結果

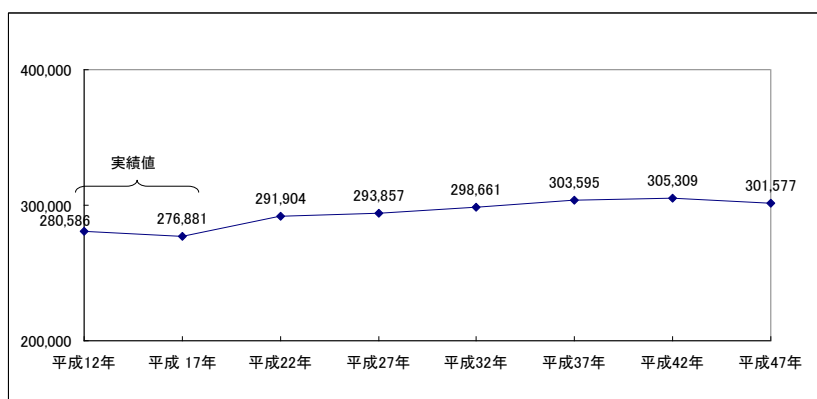


注) 平成12、17、22年の値は住民基本台帳人口、外国人登録人口に平成22年の性年齢別世帯主率を乗じて算出した推計値

3. 就業人口

本市の就業人口は、平成17年までは減少傾向にありました。しかし、今後は15歳以上人口の増加に伴い緩やかに増加するものと想定し、人口推計の中位推計人口にもとづく推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である2020年（平成32年）における就業人口を約299,000人と想定します。

図表 就業人口の推計結果



注) 平成12、17、22年の値は住民基本台帳人口、外国人登録人口に平成17年の国勢調査結果にもとづく性年齢別就業者比率を乗じて算出した推計値

4. コミュニティ区域

地区コミュニティ

- ・ 地域的な視点にたち、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定する区域。
- ・ 現在 24 区域設定しています。
- ・ 将来的には 27 区域にしていきます。

行政コミュニティ

- ・ 市域を東・西・南・北・中央に分けたもの。各行政コミュニティごとに複数の地区コミュニティで構成されています。
- ・ 5区域設定しています。



5. 土地利用

土地利用はまちづくりと都市の発展の基礎であり、適正な都市の成長管理を行いながら、地域の土地資源やこれまでに蓄積してきた歴史的な利用特性の下に、地域が持っている多様性や潜在力を見直し、高めていくことが必要です。

土地利用の基本的な方向を次のとおり定めます。

- ① 自然環境・農用地・森林等を保全する。
- ② 自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図る。
- ③ 秩序ある市街地の発展を目指す。

また、この基本方針を踏まえた土地利用の方向について次のとおり定めます。

(1) 農用地・森林地

農業の振興を図るため、農用地の保全と活用に努めるとともに、災害時の防災避難地や緑地として活用を図っていきます。

森林は都市の環境を維持する上で重要であり、積極的な保全を図っていきます。

(2) 住宅地

住宅に係る良好な住居環境の保護・創出を図っていきます。

また、安全で快適な居住環境の形成を目指し、木造建物等が密集している地区の解消や、住宅や工場等が混在している地域において、地域の特色を活かした土地利用を図っていきます。

(3) 商業・業務地

駅周辺を中心に発展をしてきた商業・業務地について、地域に合った魅力的な中心地の形成を目指し、鉄道の利用促進とあわせ、駅周辺等の商業・業務地の個性や特色を活かした土地利用を誘導し、地域の活性化を図っていきます。

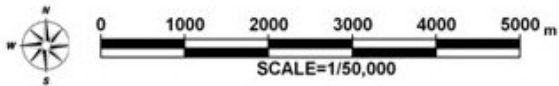
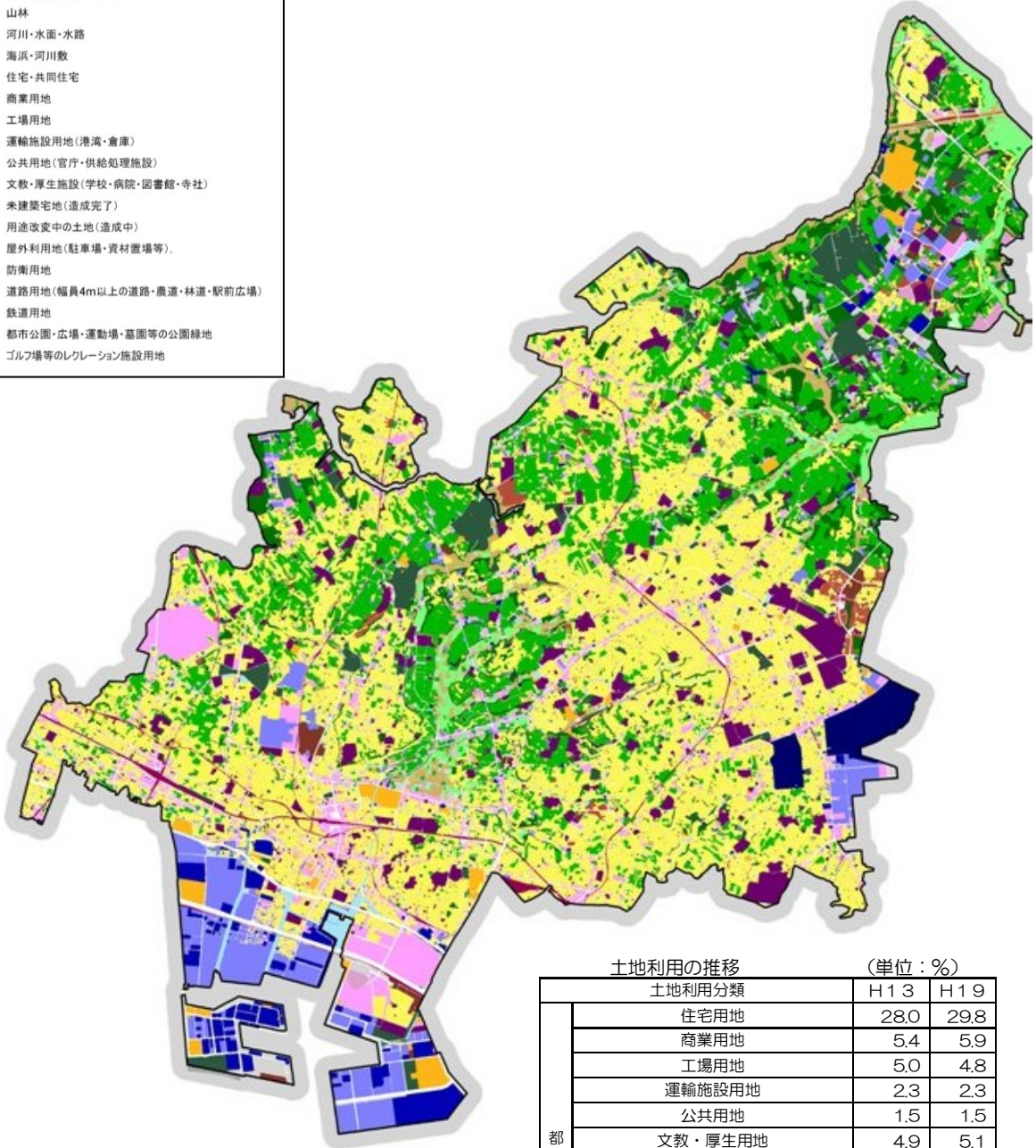
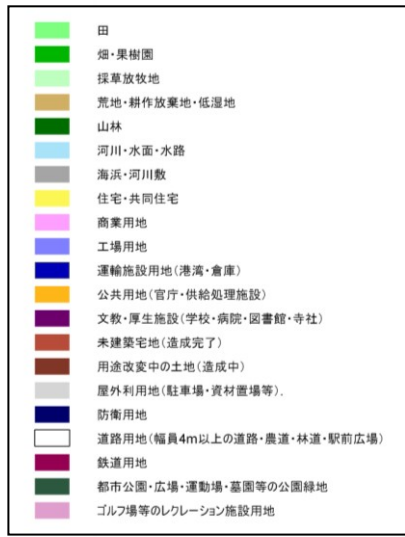
(4) 工業地

既存工業地は住宅やマンションと工場等の混在が顕在化しつつあることから、工場の操業環境の確保・維持に努めるとともに計画的な土地利用の誘導を図っていきます。

(5) 水際地域

かけがえのない川や海辺の貴重な自然を保全・復元し、親水性を持たせた土地利用の誘導を図っていきます。

土地利用現況図（平成19年現在）



土地利用の推移		(単位：%)	
土地利用分類		H13	H19
都市的 土地利用	住宅用地	28.0	29.8
	商業用地	5.4	5.9
	工場用地	5.0	4.8
	運輸施設用地	2.3	2.3
	公共用地	1.5	1.5
	文教・厚生用地	4.9	5.1
	オープンスペース (都市公園・広場・運動場・墓園等の公園緑地)	3.8	3.8
	オープンスペース (ゴルフ場等のレクリエーション施設用地)	0.5	0.4
	未建築宅地	1.4	1.0
	用途変更中の土地	0.6	0.5
	屋外利用地	4.4	4.2
	自衛隊・米軍施設	1.2	1.2
	道路用地	11.8	12.3
	鉄道用地	1.0	1.0
自然的 土地利用	田	2.0	1.7
	畑	16.2	15.0
	採草放牧地	0.1	0.1
	荒地・耕作放棄地・低湿地	3.2	3.3
	山林	5.9	5.1
	河川・水面・水路	0.9	0.7
海浜・河川敷	0.1	0.1	
合計	100.0	100.0	

第3節 計画における市民と行政の役割

この計画の推進にあたっては、行政（本市及び国・県等）と市民（本市に住む人のほか、在勤・在学の人、NPOや市民活動団体、企業、学校等）がともにその主体となって、基本計画のあらゆる分野において、それぞれが社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、創造的かつ持続的に取り組んでいくものとします。

- 行政の役割

行政（市）は、市民に対して、政策・施策の進捗状況や財政状況等、判断の基準となる情報を積極的に提供するとともに、市民の意見やニーズの的確な把握に努めます。

また、船橋市の強み・弱みを把握して、施策の「選択と集中」を進め、計画的な市政運営及び効率的・効果的な行財政運営を行います。

さらに、協働のまちづくりを進める観点から、市政への市民の参画を促す仕組みづくりを進めるとともに、自助・共助・公助の有機的な連携により、地域の力を活かしたまちづくりを行います。

- 市民の役割

市民には、まちづくりの主役は市民であるという認識を持って、主体的にまちづくりに参画することが求められます。

そのためには、船橋市や自分が住む地域の良さや課題、市の行財政の状況等を知り、自らの発言と行動に責任を持って、市政や地域に積極的に参画することが必要です。

また、市民同士及び市民と行政が、お互いの立場を理解して尊重し合うとともに、市民同士の協力・支え合い、市民と行政の連携・協働を進めていくことが必要です。